

# 令和4年6月から 児童手当制度が変わります

## 1 現況届の提出が原則不要となりました

これまで、児童手当等を受給している全ての方に現況届の提出をお願いしていましたが、右記の受給者の方を除き、原則提出不要となります。

※現況届の提出が必要となる方には現況届を送付しますので、**6月17日(金)まで**に提出してください。

※令和3年度以前の現況届が未提出の方は、提出が必要となりますので早急にこども家庭課まで提出してください。

＜現況届の提出が必要な方＞

- ①離婚協議中の配偶者と別居し、児童と同居している方(同居父母)
- ②施設等の受給者の方
- ③配偶者からの暴力等により、住民票の住所地在り牛久市と異なる方
- ④支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ⑤法人である未成年後見人の方
- ⑥その他現況届の提出が必要と判断された方

## 2 令和4年10月支給分(令和4年6月分)から所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当等が支給されません

児童手当の所得上限限度額が創設され、児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されなくなります。税更正等によって所得上限限度額を下回り、再度児童手当等の支給対象となった場合には、改めて認定請求書の提出が必要です。

所得上限限度額は扶養親族等の数に応じて変わります

【例】扶養親族等の数が3人の場合

(児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)

…所得額972万円(収入額の目安1,200万円)

※詳しくは、市ホームページまたはこども家庭課より送付する案内をご確認ください。

この他、受給者や配偶者、支給要件児童の状況が変わった際に必要な届け出等についても、制度が改正されていますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】こども家庭課 ☎内線1733、1734

牛久市 児童手当 🔍検索



## 消費生活の窓

ご相談は牛久市消費生活センターへ

【相談日】月～金曜日(午前9時～正午/午後1時～4時)

問 牛久市消費生活センター ☎830-8802

(市役所本庁舎3階 商工観光課内)

違法な

年金担保融資に

ご注意ください!!

令和4年4月以降に年金受給

権を担保とした金銭の借入申し

込みを受けるものは例外なく全て、

違法な年金担保融資となります。

「年金を担保にして、お金を

借りることができる」等と宣伝し

て勧誘を行う「違法な年金担保融

資」にくれぐれもご注意ください。

※独立行政法人福祉医療機構が実施していた「年金担保貸付制度」は、令和2年の年金法等改正により、令和4年3月末で終了しました。

多重債務にお困りの方は牛久市消費生活センターへご相談ください。

